

「令和8年度BRT PR事業」業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度BRT PR事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日 まで

3 委託業務の目的

- ・ 令和5年8月28日に開業した日田彦山線BRT「ひこぼしライン」の関連イベント等を実施することで、日田彦山線沿線地域である福岡県東峰村・添田町・大分県日田市（以下「沿線地域」という。）の関係人口及び交流人口の拡大を目指すとともに、BRTの利用促進を目的とする。

4 委託業務の概要

以下の事業実施に向け、関係各者と綿密な協議・調整のうえ、業務を行うこと。

- (1) BRT利用促進に関するイベントの実施
 - ①小倉駅前イベントの実施（8月30日）
 - ②イベントの広報及び集客
- (2) その他BRTの利用促進に関する機運醸成・広報活動

5 委託業務の内容

(1) BRT利用促進に関するイベントの実施

①小倉駅前イベントの実施（8月30日）

- ・ BRTのPR、特産品の販売等を企画し、実施すること。

ア. 場所

小倉駅 JAM 広場（小倉駅3階南北公共通路内（JR九州改札前））

イ. 日時

令和8年8月30日（日） 11時～17時

※準備時間は除く

ウ. 内容

(ア) 会場設営等

- ・ イベント実施に必要な備品等（売台、机、椅子、消火器等）の各種手配や支払い、事務手続き、設置及び撤去を行うこと。備品については別紙備品一覧を参照
- ・ 会場レイアウトデザイン、配置図の作成を行うこと。
※特産品や観光のPRを効果的に行える内容・レイアウトとし、市町村ごとにブースを固めること。

- ・出展者が使用する機材（冷蔵庫、電磁調理器等）に必要な電源を設置すること。
 - ・看板、パネルの製作及び設置を行うこと。
 - ・来場者及び出展者の暑さ対策のため、スポットクーラーの設置など対策を講じること。
- (イ) 各種手続き
- ・出展者（実際にブースで営業する事業者や団体）との連絡調整を行うこと。なお、出展者については委託者で調整する。（出展予定者数：12店舗）
 - ・会場管理者との連絡調整や必要な手続き（会場使用料等の支払を含む）を行うこと。なお、イベント当日の会場使用については委託者が仮予約しているが、正式な手配事務は原則として受託者において行うこと。
 - ・イベント実施に伴い必要となる各関係機関（保健所、税務署、消防署等）への届出等の手続きを行うこと。
 - ・イベント開催中のリスク（食中毒等）に備える保険へ加入すること。
- (ウ) 人員の配置
- ・イベントの円滑な運営に必要なスタッフを適切に配置すること。
- (エ) その他
- ・来場者数のカウントを行うこと。
 - ・出展者の駐車場代について負担すること（見込額：45千円）。
 - ・本イベントに係るすべての作業については、安全確保に万全の体制を整えるとともに、来場者の安全対策に十分配慮すること。

②イベント広報及び集客

(ア) 広報・啓発物

- ・本イベントに関するA4版チラシ（両面カラー）1,600枚、B1版ポスター（カラー）75枚を作成し、委託者が指示する日までに納品・発送（25か所程度）を行うこと。なお、ホームページ掲載用データ及びSNS用（インスタグラム、LINE配信用）のデータの作成を含む。
- ・来場者に配布する啓発うちわ（プラスチック製）及びチラシや冊子等の持ち帰り用の袋を製作すること。【企画提案】
啓発うちわ：2,600本、袋：2,400枚

(イ) 集客

- ・イベント集客に向け、来場意欲を喚起する企画・運営を行うこと。【企画提案】

(2) その他BRTに関する機運醸成・広報活動

BRT利用促進に向けた企画・広報活動を実施すること。【企画提案】

6 報告書及び成果物の提出

業務完了時に、以下のとおり業務完了報告書及び成果物を提出すること。

- (1) 提出期限
令和9年2月26日(金)
- (2) 納品場所
日田彦山線沿線地域振興事業実行委員会事務局
(福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地域政策第4班内)
- (3) 納入方法
書面及び電子データ

7 業務実施上の留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、実行委員会等と十分に企画検討、連絡調整等の協議を行い、業務の進捗状況、計画等について、随時報告を行うこと。
- (2) 業務実施に係る協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し提出する。
- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、第三者に漏らさないこと及び他の目的に使用しないこと。
- (4) 委託料には、業務実施に係る経費(人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等)の一切を含む。
- (5) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ実行委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

8 制作物に関する権利の帰属

- (1) 著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て実行委員会等に帰属する。
- (3) 業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ実行委員会に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「7 業務実施上の留意事項」の(5)により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、実行委員会と別途協議の上、処理すること。

別紙備品一覧

	品名	規格(目安)※昨年度使用したサイズ	個数
1	売台	1500mm×750mm	31
2	長テーブル	1500mm×450mm	2
3	椅子		45
5	モニター(DVDデッキを含む)		1
6	冷凍ストッカー	500ℓ	2
7	冷凍ショーケース	258ℓ(蓋つき)	-
8	冷蔵ストッカー	500ℓ	1
9	冷蔵ショーケース	198ℓ	3
10	卓上型冷蔵ショーケース	53ℓ	-

※規格は目安です(契約後、出展者と規格を相談していただきます。)
 ※上記は必須とし、その他必要と見込まれる備品についても準備すること。

◇参考:出展者情報※5月29日時点

出展内容	申請の有無	地域	使用備品(予定)	備考
1 野菜、加工品等	食品衛生法営業届出(臨時営業許可申請)	添田町	冷蔵ショーケース	2店舗分の確保
2 手づくりこんにやくほか	-	添田町	-	
3 お弁当、お惣菜、ゆずいなり、ゆずチラシ寿し等	食品衛生法営業届出(臨時営業許可申請)	添田町	冷蔵ショーケース 冷蔵ストッカー	
4 野菜、加工品等	-	東峰村	1500×750の売台3台 椅子2脚	
5 小石原焼の販売	-	東峰村	1500×750の売台3台 1500×450長テーブル2台 椅子4つ	
6 酒類販売	酒類販売免許申請(期限付酒類小売業免許)	東峰村	冷凍ストッカー	試飲あり
7 酒類販売	酒類販売免許申請(期限付酒類小売業免許)	日田市		試飲あり
8 酒類販売	酒類販売免許申請(期限付酒類小売業免許)	日田市	冷蔵ショーケース	試飲あり
9 梨、ジャム、ジュース、ドライフルーツ	食品衛生法営業届出(臨時営業許可申請)	日田市		
10 飲料販売(コーヒー等)	食品衛生法営業届出(臨時営業許可申請)	日田市	冷凍ストッカー	
11 確認中		JR九州		
12 自治体パンフレットの配布		福岡県		売台不要。要机2台